

○戸田市道路占用料条例施行規則

昭和51年3月31日

規則第11号

改正 昭和57年3月4日規則第8号

昭和58年3月28日規則第11号

昭和60年4月1日規則第9号

昭和62年5月20日規則第12号

昭和63年3月31日規則第6号

平成3年3月27日規則第10号

平成9年3月31日規則第20号

平成28年3月25日規則第13号

(目的)

第1条 この規則は、戸田市道路占用料条例（昭和51年条例第11号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(占用料の納入)

第2条 占用料は、戸田市会計に関する帳票の様式を定める規程（平成元年訓令第3号）別表第2項又は第3項に規定する納入通知書により納入しなければならない。

(占用料の減免申請)

第3条 条例第4条の規定により占用料の減額又は免除を受けようとする者は、道路占用料減額（免除）申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(占用料の減免基準)

第4条 占用料の減額又は免除の基準は、別表のとおりとする。ただし、別表によることができないものについては、その工作物、物件又は施設が類似する別表のこれらについて定められた額の範囲内において、そのつど市長が定める。

(占用料の分納申請)

第5条 条例第5条第2項の規定により占用料を分納しようとする者は、道路占用料分納申請書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(延滞金の減免申請)

第6条 条例第7条第3項の規定により延滞金の減額又は免除を受けようとする

る者は、延滞金減額（免除）申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則を施行するために必要な準備手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則（昭和57年規則第8号）

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年規則第11号）

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年規則第9号）

（施行期日）

1 この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

（占用料の減免の特例）

2 たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第71号）第55条及び日本電信電話株式会社及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第87号）第67条に規定する道路法（昭和27年法律第180号）の一部改正による改正前の同法第35条の規定に基づき、日本専売公社及び日本電信電話公社が昭和60年3月31日までに市長との占用協議を終了している占用物件の占用料の減免については、改正後の別表の規定により算出された額に更に昭和60年度については、50パーセント、昭和61年度については、40パーセント、昭和62年度については、30パーセント、昭和63年度については、20パーセント、平成元年度については、10パーセントを乗じた額を減額する。

附 則（昭和62年規則第12号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則（昭和63年規則第6号）

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成3年規則第10号）

この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年規則第 2 0 号）

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 8 年規則第 1 3 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、改正前の戸田市道路占用料条例施行規則の規定により占用料の減額又は免除を受けている者については、改正後の戸田市道路占用料条例施行規則の規定により占用料の減額又は免除を受けたものとみなす。

別表（第 4 条関係）

占用料の減免基準

占用物件		減免率又は割合
条例第 4 条第 1 号から第 3 号までに掲げるもの		1 0 0 パーセント
条例第 4 条第 4 号に掲げるもの	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設	1 0 0 パーセント
	鉄道事業法（昭和 6 1 年法律第 9 2 号）による鉄道事業者がその鉄道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設であって、道路が鉄道等の敷地を無償で使用する場合	
	公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件	
	ガス、電気、電気通信（電気通信事業法第 1 2 0 条第 1 項に規定する認定電気通信事業者（以下「認定電気通信事業者」という。）が設けるもので、電気通信事業法第 1 2 0 条第 1 項に規定する認定電気通信事業（以下「認定電気通信事業」という。）の用に供するものに限る。）、水道及び下水道の各戸引込地下埋設管	

公共的団体が設ける有線放送電話柱及び他の事業者の既占用柱類に添架する電線	
花壇、掲示板等で営利目的がなく、道路の美化及び公衆の利便に著しく寄与する物件	
バス停留所標識及びバス待合所	
地先より雨水又は汚水を溝渠に排泄するために必要な配水管埋設のため道路を占用するとき	
アーケード	
広告の伴わないアーチ	
非常用救助袋固定環	
テレビジョン放送の受信障害を解消するための専用施設で非営利的なもの	
祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	
電気事業者、認定電気通信事業者及び公共的団体が設ける架空の道路横断電線及び各戸引込電線（ただし、認定電気通信事業者が設けるものにあつては、認定電気通信事業の用に供するものに限る。）	
添加広告（電柱、電話柱、街灯、消火栓標識又はバス停留所標識に添加された広告）及び突出広告（建物、その他道路区域外の工作物又は物件に添加され、道路区域内に突出する広告）のうち表裏2面に表示しているもの	50パーセント（添加広告のうち巻付広告については、75パーセント）
工作物等に添加する携帯電話等の小型の無線基地局及びこれに類する小型の無線基地局	70パーセント
道路の上空に設置されている電線類を撤去し道路の地下に埋設するために、占用許可を受けて地中に設ける電線類（条例別表に規定する地下電線その他地下に設ける線類（以下「地下電線その他地下に設ける線類」という。）として占用料を徴収するものを除く。）及びこれらと一体不可分なもの（変圧器等の地上機器を	9分の8

<p>いう。)</p>	
<p>電線類が上空に設置されていない道路において、占用許可を受けて地中に設ける電線類（地下電線その他地下に設ける線類として占用料を徴収するものを除く。）及びこれらと一体不可分なもの（変圧器等の地上機器をいう。）</p>	
<p>電気通信設備等の共同収容に係る電線の芯線の一部のみを所有し、占用する場合</p>	<p>3分の2</p>
<p>電線共同溝のために設ける柱状型機器（上空に設置する変圧器、電源供給器、幹線増幅器等の機器で路上に設置すると安全かつ円滑な交通の確保が困難となるため、道路管理者と協議の上設置され、かつ、従来型機器と比べて小型で景観に配慮した形状のものをいう。）</p>	<p>9分の8（柱状型機器のための支持柱については、100パーセント）</p>
<p>電線共同溝、キャブ等に設ける電線類（地下電線その他地下に設ける線類として占用料を徴収するものに限る。）</p>	<p>20パーセント</p>
<p>電線共同溝、キャブ等に設ける電線類（地下電線その他地下に設ける線類として占用料を徴収するものに限る。）と一体不可分なもの（変圧器等の地上機器をいう。）</p>	<p>9分の8</p>